

役員（理事・監事）の選任に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第13条に基づき、役員を選任について、必要な事項を定めるものとする。

（役員の種類）

第2条 役員の種類は、定款第11条に基づき、次の役員を置く。

- （1）理事 事_____ 全正会員数の五分の一以内とし、3名以上20名以内とする。
 - （2）監事 事_____ 1名以上
- 2 前項第1号の理事のうちから次の各号に掲げる役職者を選定する。
- （1）理事長_____ 1名 （代表理事）
 - （2）副理事長_____ 3名以内（業務執行理事）
 - （3）専務理事_____ 1名 （業務執行理事）

（役員資格）

第3条 役員資格は、定款第5条第1項1号の正会員に限る。但し、法人正会員にあっては、当該法人の代表取締役とし、以下の要件を満たすものとする。

- （1）自薦・他薦立候補者は、当該正会員10名以上により推薦された本条4号に該当する者
- （2）立候補者は、自ら推薦人を兼ねることはできない
- （3）推薦者は、1正会員とし複数の候補者を推薦することはできない
- （4）本条の（1）号の候補者は本協会正会員で本条（5）号に該当する者
- （5）自薦・他薦立候補者は、本協会入会歴5年以上であること
- （6）理事会が推薦した本協会正会員であること。但し、理事会が推薦した候補者は、本条の（1）（2）（3）（4）（5）号を満たす必要はない
- （7）役員改選時に於いて会費未納及び正会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をした者は、本協会の理事候補および推薦資格を認めない
- （8）探偵業の業務の適正化に関する法律（以下、「業法」という。）の欠格事項に該当しない者

(理事、監事の推薦及び選任)

第4条 理事の推薦及び選任の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事については自薦・他薦立候補により募り、役員候補者を理事会で調整を図ったうえで総会にて選任する
- (2) 推薦された候補者が定員を超え理事会で調整できなかった場合は、選挙管理規程に基づき総会に於いて選挙にて選出する
- (3) 監事の選任については、本条の(1)号において推薦された理事候補者の中で、理事に選任されなかった者の中から、総会で決めることとする。

なお、候補者が理事定員を超えなかったときは、適任者を総会で決める

- 2 理事候補者及び監事候補者並びにそれぞれの補欠者の選出にかかる互選の方法は、選挙管理規程の定めるところによるものとする。

(理事会の推薦)

第5条 理事会は第3条をもとに、正会員の推薦者及び自薦者以外に15名以内の理事を推薦することができる。但し理事の再任を妨げない。

(理事長、副会長、専務理事の選定)

第6条 理事長、副理事長及び専務理事の選定方法は、定款第13条に基づき、総会で選任された理事のうちから、理事会において選定する。

(理事・監事就任承諾書等の提出)

第7条 理事又は監事に選任された者は、総会后、速やかに理事・監事就任承諾書(別記様式1)及び、秘密保持・競業避止等に関する誓約書(別記様式3)を理事長あてに提出しなければならない。

- 2 前条により選定された理事長は、選定後、速やかに代表理事就任承諾書(別記様式2)を提出しなければならない。

(役員(理事・監事)の資格の喪失)

第8条 役員は、定款第15条に定める任期満了による場合及び同第16条に定める解任による場合のほか、次の原因により役員(理事・監事)の資格を喪失する。

- (1) 第3条の役員(理事・監事)の資格を満たさなくなったとき
- (2) 本人が辞任したとき
- (3) 本人が死亡したとき
- (4) 正当な理由なく3カ月を超えて役員(理事・監事)の責務を果さなかったとき
- (5) 他の会員若しくは本協会の名誉並びに信用を傷つけるような行為をしたとき
- (6) 秘密保持・競業避止等に関する誓約に抵触したとき

(役員の退任、解任)

第9条 役員退任及び解任については、この規程及び定款の規定に従うものとし、この規程及び定款の規定により難しい場合は、民法の委任に関する規定を準用するものとする。

(効力)

第10条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細則)

第11条 この規程の定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会 承認
2	平成31年 4月 1日 施行	平成31年 3月13日 理事会 承認